

政策1 生涯を通じた健康づくり

1. 政策の現状と課題

我が国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により急速に伸びていますが、その反面、運動不足や食生活の変化、ストレスの増大等による生活習慣病の増加が問題となっています。このため、国では、「健康日本21」計画や健康増進法に基づき、生活習慣の改善による健康寿命の延伸に重点を置いた施策を展開しながら、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む「21世紀における国民健康づくり運動」を総合的に推進しています。

本町においても、成人・老人保健において、生活習慣病や要介護状態になることの予防に重点を置きながら、基本健康診査やがん検診などの健康診査事業や運動教室、転倒予防教室、高齢者への栄養教室等の各種健康づくり事業を幅広く推進してきました。

平成20年の医療制度改革に伴い、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態）に着目した生活習慣病予防対策の必要性が示され、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

特定健康診査の結果に基づき、結果説明会を実施し、集団指導のほかに保健師・管理栄養士が個別に面接をしながら生活習慣病予防の支援を行うなど、健康づくりの取り組みとして多くの成果を上げています。

また、健康増進法に基づく健康増進事業では、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、そして胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの各がん検診を実施しています。これまでの集団検診に加え、個別検診に関しても検討を進め、受診しやすい環境づくりに取り組んでいます。その他、健康手帳の交付や健康教育、健康相談等も随時実施しており、町民一人ひとりが健康について認識を深めながら、個々に応じた健康づくりを進めることが求められています。

一方、少子化の進行を背景に、母子の健康づくりや育児不安の解消、発達の問題に対する早期対応など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。母子保健については、平成17年3月に策定した上里町次世代育成支援行動計画に基づき、乳幼児健康診査、幼児歯科健診、赤ちゃん相談（乳幼児相談）、離乳食教室、言葉の相談・うごきの相談、親子教室等の各種事業を実施するとともに、疾病の早期発見・早期治療を図り、予防接種率の維持・向上に努めています。また、食生活改善推進協議会と連携を図ることで食育を推進しています。

住民の健康の維持・増進のためには、何よりも、住民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的な取り組みを進めることが大切です。住民の自主的な健康づくり活動を一層活性化するとともに、生活習慣病予防に重点を置いた成人・老人保健サービス、そして安心して産み、育てられる母子保健サービスの充実に努めていくことが求められます。だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 特定健康診査の受診率向上及び健康診査後の総合的な保健指導の実施
- 各種がん検診等の受診率向上及びがん予防に関する啓発事業の充実

3. 目標のイメージ

目標とする姿

住民一人ひとりが生涯を通じて自ら健康づくりに取り組み、安心して生活できるまちづくりが進められています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
健康だと思う住民の数	77.9% (平成22年度 まちづくり アンケート調査)	85.0%	健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めていくとともに、発病を予防することに重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。
がん検診の受診率	22% (平成22年度 実績)	50%	健康寿命の延伸の実現に向けて、住民の主体的な健康づくり、疾病予防の取り組みとともに、がんの早期発見、早期治療を目標に受診率の向上を目指します。

4. 主要施策及び事業群

(1) 主体的な健康づくりの促進

(担当 健康保険課)

健康増進事業の推進

「健康日本21」計画、「すこやか彩の国21プラン」に基づき、健康づくりの基本方針として、数値目標や住民・事業者・行政の役割、健康づくりの取り組みを具体的に定め健康増進計画を策定します。

健康づくり活動の促進

保健分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携をし、健康づくりや体力づくりの向上を図るため、食生活改善推進協議会や健康体力づくり推進協議会と連携を図りながら各種事業を実施し、自主グループ活動の活性化を図ります。現状での団体等の活動支援はもちろん、新規団体・グループの育成を図ります。

健康意識の高揚

毎年重点テーマを決めて取り組む各種事業や健康カレンダー・各種パンフレット等を通じて、健康づくりの意識向上を図ります。

【代表的取組】

- ・健康増進計画の策定
住民の主体的な健康づくりへ向けて、計画づくり等の取り組みを、住民の方々と連携を深めながら、具体的に定めていきます。
- ・健康分野における地域振興
健康体力づくり推進協議会等各種団体の活動支援を行うなど、健康づくりを通じた地域振興を図っていきます。
- ・健康意識高揚
健康で活力ある生活を送れるよう、住民一人ひとりの健康づくりへの意識向上に取り組みます。

（２）健康増進事業の充実

（担当 健康保険課）

健康手帳の交付、健康教育・健康相談の充実

特定健康診査・保健指導等の記録、がん検診の結果など健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資するための健康手帳を40歳に到達した人に交付しています。

集団での健康教育・健康相談事業においては、生活習慣の改善に重点を置き、運動面、栄養面についてきめ細やかな支援を行います。住民ニーズに合わせて、今後は一人ひとりの生活に即した支援ができるように個別健康教育の充実を促進します。

訪問指導の推進

療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

今後は、支援が必要な方への訪問指導の推進に努めるとともに、健康教育・健康相談を組み合わせながら効率的に実施していきます。

各種検診の充実

各種がん検診、骨粗しょう症検診など各種検診について、効果的な実施に向け、実施方法等を随時検討していくとともに、受診後のフォローの充実に努めます。また、検診結果を健康管理システムで管理し、継続的な支援を図ります。今後は、乳がんの自己検診（触診）法の普及などの健康教室の積極的な開催に務め、受診率向上を目指します。

【代表的取組】

- ・各種検診の充実
各種疾病等の早期発見を目指すとともに住民への継続的な支援を目的に、各種検診を実施します。
- ・健康教育・健康相談の促進
各種イベントや健康教室、様々な媒体で啓発を図ることで、生活習慣の改善を目的に、健康教育・健康相談の促進を図ります。

(3) 母子保健事業の充実

(担当 健康保険課)

妊婦健康診査と乳幼児健康診査の充実

少子化対策の一環として、妊婦健康診査の公費負担の助成が拡大され、妊婦の健康を守り、元気な赤ちゃんを出産するための一部助成を子育て支援の重要な施策として実施しています。また、これまで、乳幼児の健康増進と、疾病や障害の早期発見に向け乳幼児健康診査の充実と受診率の向上に努めてきた結果、受診率が向上してきています。これからも受診率の向上を目指して、受診勧奨を進めていきます。

相談・指導体制の充実

各種相談事業や訪問指導により、妊産婦・乳幼児に関する保健の正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。現在、来所・電話・訪問による相談を進めています。今後も、様々な手法での相談を行います。

育児支援体制の整備

発達に遅れのある子や育児不安のある親に対して、親子教室等での支援・指導に努めます。今後は、幼稚園や保育園の巡回訪問など広範な支援体制を構築します。

食育の推進

食に関する知識を深めるために食生活改善推進協議会等の幅広い関係者の協力を得ながら、イベントを実施するなどして食育の推進に努めます。

【代表的取組】

・乳幼児健康診査への取り組み

乳幼児の健康増進と疾病や障害の早期発見を目的に、乳幼児健康診査の受診率向上を促進します。

・相談体制の充実

子どもの発育や発達、子育てに関する不安について、赤ちゃん相談等の定期的な相談窓口を開設するほか、随時相談を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。

(4) 地域医療体制の充実

(担当 健康保険課)

身近な地域医療体制の充実

かかりつけ医の普及に努めるとともに、身近な地域医療の充実の促進を目標とし、町内や近隣の各医療機関との連携強化を図ります。

各種分野との連携強化

保健機関と医療機関が連携しながら、健康相談・指導や検診（人間ドックを含む）による疾病予防、早期発見・治療、リハビリまでを系統的行う体制づくりに努めます。また、福祉機関・介護機関と連携し、巡回診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等の在宅医療の充実に努めます。

第2部 後期基本計画 支えあい、生きがいあふれる健康のまち

休日・夜間救急医療体制の充実

各医療機関の協力のもとに、在宅当番医制、休日急患診療所の事業により、1次救急医療の充実を推進します。また、2次救急医療については病院群輪番制の充実に努めるとともに、熊谷・深谷・児玉地区における小児救急医療支援事業により小児救急医療の充実を図ります。

【代表的取組】

・在宅医療の充実

年齢や身体的理由による医療格差解消を目的に、福祉機関・介護機関と連携をとりながら在宅医療の充実を図っていきます。

・休日・夜間救急医療体制の充実促進

曜日によって医療を受けられないことを解消するために、救急医療体制の充実を図ります。

（5）推進体制の強化

（担当 健康保険課）

保健センターの充実

保健センターの施設・設備の充実を図るとともに、保健師、看護師、管理栄養士など、専門職員の資質の向上と人材の確保を図ります。

乳幼児健康診査



政策2 地域福祉の推進

1. 政策の現状と課題

多くの人が住み慣れた地域社会の中で、心のふれあいを保ちながら、お互いに助け合い、自立して生活することを望んでいます。しかし、家族や地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下や連帯感の希薄化が依然続いています。

加えて、現在、いわゆる高齢者の所在不明問題の発生、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、「無縁社会」と言われるような少子高齢社会における人々の孤立が指摘されています。これらの変化へ対応するには、地域住民が福祉を身近な問題として受け止め、各種の福祉活動に自主的に参加、協力することが大切です。

現在、町内の社会福祉協議会⁴に登録している福祉関係のボランティアは、平成23年度現在、24団体あり、活動分野も、高齢者に民生委員を通じて食事を配る「ハッピーランチ調理ボランティア」や一人住まいの高齢者に手紙を書く「しあわせポストの会」、花を栽培し施設に配る「たんぽぽの会」、本の読み聞かせ、手話通訳、企業OB等のグループなど多岐にわたります。現在も登録ボランティア数は増加傾向にあります。今後も、住民の福祉意識の啓発に努めながら、在宅福祉サービスの向上と、それを補完するボランティアの育成、更には住民相互の交流活動の促進等により、地域福祉力を強化していくことが求められます。

4 社会福祉協議会・・・民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、「社会福祉法」に基づき、各都道府県・市区町村に設置され、高齢者や障害者の在宅生活支援やボランティア活動の支援、小中高等学校での福祉支援教育支援等、地域の福祉増進に取り組み、様々な活動を行なっている団体。上里町では小学校区ごとに社協支部が設置され、一人暮らし高齢者見守り活動など、支部ごとに特色ある社会福祉事業を展開しています。

2. 後期基本計画における重点課題

- 上里町社会福祉協議会との円滑な連携を図った事業展開によるボランティアへの参加

3. 目標のイメージ

目標とする姿

誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
ボランティアへの参加率	21.8% (平成22年度まちづくりアンケート調査)	26.2%	ボランティアへの参加を通じて住民の意識向上を図り、継続的な関心や活動につなげていきます。
社会福祉協議会登録ボランティア人数	1,323人 (平成22年度実績)	1,350人	ボランティアを通して共助の意識を養うとともに、社会的に助けが必要な人への関心と意識を高めます。

4. 主要施策及び事業群

(1) 地域福祉の推進体制づくり

(担当 福祉こども課)

地域福祉計画の策定

町の地域福祉ネットワーク形成の指針として、社会福祉法に位置づけられた地域福祉計画を策定します。平成24年度を目途として、住民、各種団体・グループ、各部門等との連携を図りながら、計画を策定していきます。

社会福祉協議会の体制強化

地域福祉の主要な推進組織として、社会福祉協議会の体制強化を図ります。定住自立圏等の広域、かつ、関係する団体・グループ間での連携を図った事業展開を促進します。また、社会福祉協議会の主催する社会福祉大会など、誰もが参加できる幅広い福祉イベントの充実に努め、住民相互の交流機会の拡大を図ります。

地域福祉活動拠点の充実

町民や訪問客がふれあう場として、保健センターや老人福祉センター、男女共同参画推進センター「ウィズ・ユー・上里」、勤労者総合文化センターワープ上里、隣保館、児童館等の施設・設備の充実に努めます。また、地域の多世代交流の場として、中央公民館や5つの地区公民館、そして、ミニ交流センター等の有効活用に努めます。

人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー化を推進し、公益施設への波及を促します。新設するものについては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を促進します。

交通手段の確保

巡回バスを運行し、交通弱者の人々の円滑な交通手段の確保を行います。また、バスの運行内容について、路線や運行方法等、随時検討を行い、利便性の向上に努めます。

地域見守り体制の強化

民生委員・児童委員、行政区区長等の協力を受け、援護が必要な高齢者などの情報を共有する「地域支えあいマップ」を作成することで、安否確認や援護が必要となった時の支援など、地域の見守り体制を強化します。

かみさと高齢者等支えあいサービス事業実施

平成22年10月より社会福祉協議会が中心となり、かみさと高齢者等支えあいサービス事業がスタートしました。この事業の更なる周知とボランティアの育成、地域の連携と健康増進、商業振興等につながるよう積極的な事業の展開を図ります。

災害への対応力強化

東日本大震災等の発生を踏まえ、災害時の高齢者援護体制の強化を図ります。民生委員、消防、警察等と連携をとりながら、各種情報の共有化を図ります。

【代表的取組】

・社会福祉大会の実施

上里町社会福祉大会を実施すること、住民相互の交流機会の拡大を図ることを目的に、幅広い福祉に対する知識啓発の充実を図ります。

・地域福祉活動の拠点充実

多世代交流の場としてミニ交流センター等を有効的に活用し、福祉活動の充実を目指します。

・ユニバーサルデザインの導入

公共施設を誰もが安心して利用できるようバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザイン導入を促進します。

（2）福祉意識の醸成と活動の促進

（担当 福祉こども課）

福祉意識の啓発

社会福祉協議会と連携しながら幼児教育、学校教育、生涯学習の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベント等あらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の啓発に努めます。

ボランティアの参加促進と資質の向上

社会福祉協議会と連携しながら、小中学生のボランティアスクール等ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や交流会の充実により、ボランティアの掘り起こしや資質向上を図ります。特に、相対的にボランティアへの参加率が低い男性や企業ボランティア活動の取り組みを促進します。また分野別で参加率の低い、障害者の支援や高齢者への支援への参加を促進するとともに、障害者や高齢者等が自らボランティアとして社会参加する機会の拡大を図ります。

ボランティアネットワークの強化

社会福祉協議会と連携し、児玉地域ボランティア連絡協議会やボランティアセンターの支援強化を図るとともに、ボランティアコーディネーターの増員・育成に努めます。また、福祉以外の分野のボランティアとの横の連携の強化等により、ボランティアネットワークの強化を図ります。

【代表的取組】

- ・高齢者等の支えあいの推進
福祉意識の啓発を通じて、高齢者・障害者等に対する理解を深めていきます。
- ・小学生ボランティアスクールの実施
小学生から積極的にボランティアに参加をすることで、ボランティア意識の向上とともに他者理解の向上を目指します。
- ・福祉体験教室の開催
福祉体験を通じて、一般住民の高齢者・障害者等に対する理解を深めます。

小・中学生ボランティアスクール



政策3 地域における子育て支援の充実

1. 政策の現状と課題

児童福祉・子育て支援については、本町では、町内2カ所の公立保育園と4カ所の私立保育園、更に各小学校区域の児童館を拠点に、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり等の実施や放課後児童クラブ（公立5カ所、民間3カ所）により放課後児童健全育成事業を実施しています。児童の健全育成の場として、各小学校区域に児童館を設置しており、多くの児童が利用しています。屋外の施設としては、各地区に公園・広場等がありますが、地域の中で自由に遊べ、安全に過ごせる場の確保がより一層重要になっており、本町の自然環境を活かした公園、広場等の地域環境整備を図っていくことが求められています。

また、国では、平成15年、少子化対策の基本理念等を定める「少子化社会対策基本法」と、その児童福祉分野を中心とした具体化のための「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。これらを受け、町でも平成16年度に「上里町次世代育成支援行動計画」を策定し、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域が連携した子育て・親育ち環境づくりや、若者の自立への支援策や思春期対策等を含めた総合的な次世代育成支援体系を計画化し、平成22年度に「上里町次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、地域一体でのより一層の取り組みを進めています。

子どもが健やかに育つためには、子どもが安全、安心な環境のもと、いきいきと活動でき、個性を活かすことのできる地域づくりを進める必要があります。本町では、こども医療費の無料化等を実施するなど、子育ての喜びを感じ、子どもと親が共に成長していくために、ゆとりを持って子育てができる地域づくりを進めています。

しかし、少子化の進行や核家族化、都市化の進展に伴う地域環境の変化など児童を取り巻く環境は、必ずしも良好とはいえない状況にあり、家庭、地域、企業、学校、行政など、社会全体で子育て支援をしていくことが求められています。

2. 後期基本計画における重点課題

- 子育て支援に関する関係機関との積極的な連携の推進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

子育てが社会全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを生み、育てられています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
ファミリーサポートセンター事業	32件 (平成22年度 利用回数)	100件 (利用回数)	保護者の急用や病気等の場合に、子どもの預かり等による子育ての援助を行います。
つどいの広場事業	35人 (平成22年度 利用人数)	50人 (利用人数)	育児情報や育児への不安等を共有する場を設けることで安心して育児を行える環境を整えます。
地域子育て支援拠点事業	2か所 (平成22年度 設置箇所)	2か所 (設置箇所)	子育て不安に対する相談指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する児童支援を行う。

4. 主要施策及び事業群

(1) 子どもの健全育成の環境整備

(担当 福祉こども課)

子どもの権利の尊重

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に基づき、子どもの意見を尊重し、権利を守る社会づくりに努めます。そのために、児童虐待の防止や保護対策、母子家庭への支援、安全な生活環境づくり等を進めます。

ふれあい・体験を重視した保育の促進

町内の各小中学校、幼稚園、保育園では、自然体験やサツマイモ・ジャガイモ等の農業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動等の充実を促進します。

身近で安全な遊びの場の確保

身近で安全な遊び場として、児童館、図書館など屋内の遊び場や、公園・緑地など屋外の遊び場の充実を図るとともに、各小中学校校庭の積極的な開放に努めます。

【代表的取組】

・児童虐待相談の促進

子どもの権利条約の理念を守ることを目的に、児童虐待の防止や保護等を促進します。

・保育園児の収穫体験の実施

ジャガイモ掘りなど自然体験や農家の方々等との交流を通じて、幼少期の人格形成に寄与する取り組みを行っています。

・児童館クラブ教室活動の実施

児童の健やかな成長を目的に、勉強やスポーツなど積極的に活動の場を開放しています。

(2) 子育て支援の強化

(担当 福祉こども課・健康保健課)

子育てに関する情報提供・相談・交流の充実

子育ての知識・情報を提供し、家庭の子育てに活かすことができるよう、保育園や幼稚園、児童館等における、就学前児童の親などへの子育て情報の提供、相談の充実に努めます。現在、広報誌・ホームページ等を中心に情報提供をしています。また、「つどいの広場」等での乳幼児を持つ親の子育て交流活動の促進を図ります。

保育サービスの充実

各保育園の施設・設備・人員の充実と、低年齢児保育、延長保育、一時預り、障害児保育など多様な保育サービスの提供を促進します。

子育て支援ネットワークづくり

現在、子育てガイドブックを通じて、各種情報の提供を行うことで、子育て情報を入手しやすい環境整備を行っています。今後は、子育てマップ等を通じて子育て関連の機関・施設・団体等とのネットワーク化を図ります。

放課後児童の健全育成

核家族化の進展や共働き世帯の増加に対応するため、これまで、放課後児童クラブの保育内容の充実を図ってきました。今後は、児童館の活用とともに、それぞれ特色ある活動を目指します。

こども医療費支給事業の推進

出生から中学校三学年終了時まで医療費の一部を助成するこども医療費支給事業を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【代表的取組】

- ・つどいの広場事業への取り組み
育児情報や育児への不安等を共有する場を設けることで安心して育児を行える環境を整えています。
- ・子育てマップの作成
子育て関連の情報発信をわかりやすく行うことで、子育て情報を入手しやすくし、育児に役立てていただいています。

(3) 少子化対策

(担当 福祉こども課)

結婚・出産の意義の啓発

晩婚や非婚の家庭、結婚しても子どもを持たない家庭が増えていることから、子どものころから「結婚や子どもを持つこと」の大切さ、喜び等を多様な機会を利用して啓発していきます。

【代表的取組】

- ・結婚相談事業への取り組み
結婚に関する様々な相談に取り組み、結婚・出産の意義の啓発を行います。

政策4 高齢者支援の拡充

1. 政策の現状と課題

本町の高齢者数は平成23年4月現在で5,849人、高齢化率は約18.4%（住民基本台帳による）で、今後、団塊の世代（戦後ベビーブーム世代）が高齢層に到達することで、高齢化は一層進むと考えられます。

平成12年4月に介護保険制度が導入されましたが、本町では、民間事業者を中心に、居宅・施設の各種介護サービスが提供され、利用は年々拡大しています。施設介護サービスは、町内には特別養護老人ホーム3施設や、介護老人保健施設があり、居宅介護サービスは、社会福祉協議会など6事業者による訪問介護や6か所の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等があり、更に町内にとどまらず、近隣市町を含めた多くの事業者によってサービスが提供されています。

一方、介護保険外の保健福祉サービスについても、養護老人ホームへの措置や、給食サービスなど多岐にわたっており、官民連携のもと、総合的な高齢者介護・保健福祉施策を推進しています。

予防重視の理念に基づき平成18年4月に介護保険制度が改正され、これまでの介護保険サービス、老人保健事業、介護予防・地域支えあい事業という体系から、予防給付や、地域支援事業における介護予防事業が加わった新たな制度体系に移行しました。予防給付は、介護保険の対象である要支援認定者（軽度者）への重度化防止のためのサービスです。また、地域支援事業における介護予防事業は、高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防することを目的としています。

どちらも、「運動器（骨、筋肉、関節、神経などの総称）の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった介護予防の内容を中心として、地域包括支援センターでの介護予防マネジメントにより、効果測定がなされています。これまで介護予防の中核を担ってきた老人保健事業は、生活習慣病予防中心のメニュー体系に変わりました。また同制度改正では、民間で発達してきた「宅老所（民家等を活用した小規模福祉サービスを行う事業所）」をモデルに誕生した「小規模多機能型居宅介護」等も公的サービスとなりました。

こうした大幅な制度改正に対応し、民間における介護保険施設や提供事業者の整備の進んでいる上里町ですが、「地域包括ケアシステム」の実現へ向けた更なる法改正をみせる介護保険制度に対し、今後、独自の介護・介護予防システムを構築していくとともに、高齢者自身の就労や生涯学習活動・交流活動など、社会参加を促進していくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 「地域包括ケアシステム」の実現へ向けた平成24年改正介護保険法への対応

3. 目標のイメージ

目標とする姿

高齢者が誇りと生きがいをもち、住み慣れた上里で安心していきいきと暮らしています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 介護保険制度改革への対応

(担当 健康保険課)

地域包括支援センターの充実

介護予防マネジメント（元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにする取り組み）や高齢者への総合相談・支援、認知症の方等の権利擁護、居宅介護支援事業者支援を行う「地域包括支援センター」の体制の充実に努めます。

予防給付の円滑な提供

要支援者の状態の維持・改善、重度化予防を目指して、介護保険の予防給付の円滑な提供を促進します。

地域支援事業による介護予防の推進

生活機能低下の早期発見・早期対応に向け、地域支援事業の介護予防事業を推進します。

地域密着型サービスの充実

認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護など、地域密着型サービスについては、給付と負担の動向をみながら、適切な需給調整に努めます。

サービスの質の確保

適切な要介護認定やケアマネジメントの推進を図るとともに、サービス提供状況の定期的な評価を行うなど、給付の適正化と利用者保護に努めます。

介護や介護予防の拠点の充実

地域介護・福祉空間整備など交付金等を活用しながら、地域の実情に応じた介護や介護予防の拠点施設の整備を促進します。

【代表的取組】

・地域包括支援センター体制への取り組みの充実

要介護者や高齢者のための居宅介護支援事業者支援等の取り組みを充実させます。

(2) 生活支援の充実

(担当 健康保険課)

生活支援サービスの充実

地域支援事業や、その他在宅福祉事業等を活用しながら、高齢者の介護予防や日常生活支援の多様な取り組みを推進します。

家族介護支援の充実

介護保険事業における地域支援事業である、家族介護教室事業や福祉用具・住宅改修支援事業など、家族介護支援対策に取り組めます。

生活支援のボランティア活動の促進

ひとり暮らし高齢者への安否確認、話し相手など、地域で高齢者を支えるため生活支援の活動を促進します。

高齢者の多様な住まいの確保

住宅改修の支援や、高齢者に配慮した住宅の整備の促進等により、高齢者がいつまでも在宅で生活できる住環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携しながら、多様な生活施設の整備・充実に努めます。

【代表的取組】

・家族介護支援対策への取り組み

家族内での介護に対する意識向上や住宅改修支援等を目的とした取り組みを進めます。

(3) 社会参加の促進

(担当 生涯学習課・福祉こども課)

学習の機会の拡充

学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、伝統技術・芸能の伝承活動など、高齢者の学習の場や機会の拡充に努めます。

老人クラブの活性化

高齢者自らが生きがいを創り出すとともに、地域づくりへの参画を促進することを目的に、地域特性に応じた老人クラブの自主的な取り組みを支援します。今後は名称含め、より新しい参加者が参加しやすい取り組みを検討します。

就労機会の拡充

シルバー人材センター（平成20年10月1日設立）への支援の充実や高齢者による起業の支援等により、高齢者の働く場や機会の拡充に努めます。

【代表的取組】

・学習機会の拡充への取り組み

より良く生きることを、支援するために、生涯学習の場や機会を積極的に提供します。

・老人クラブ活動への支援

老人クラブ連合会大会、老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会、交通安全カラオケ大会など各種老人クラブ主催の活動、イベントへの支援を行います。

政策5 障害者（児）福祉の充実

1. 政策の現状と課題

国レベルで平成24年2月現在、「障害者自立支援法」の見直し作業が進んでいます。そのなかで、制度の谷間がなく、サービスの利用者負担が応能負担になる仕組みづくりの検討が進んでいます。地域レベルでは、障害者数の増加や、障害の重度化・重複化が進む中、障害があっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会づくりが望まれています。

平成23年3月現在、本町の身体障害者は963人（身体障害者手帳所持者）、知的障害者は179人（療育手帳所持者）、精神障害者は208人（医療費公費負担者）、難病患者は184人（特定疾患医療給付者）です。

本町では、平成19年度に策定した障害者福祉計画に基づき、福祉意識の啓発や、経済的な援助、支援費制度等による在宅・施設の福祉サービス、乳幼児健康診査等による障害の早期発見・早期療育、脳血管障害等に起因する後天的な障害の機能回復訓練、保育園・幼稚園・学校での障害児保育・教育、施設のバリアフリー化など、行政や事業者、住民が連携しながら総合的な施策の推進を図っています。

福祉サービスは、それまでの「措置制度」に変わって、平成15年度から、障害者が自己決定によりサービスを契約により利用する「支援費制度」となり、こうした通所サービスやホームヘルプサービス、ショートステイ等の利用が拡大してきています。

障害者支援をめぐっては、平成18年度から障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害への一元的なサービス提供方式の導入、応益負担の導入など、大きな制度改革が行われており、こうした改革に対応しながら、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいたきめ細かな支援を推進していくことが求められます。また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など発達障害者（児）の増加を受け、平成17年度から発達障害者支援法が施行されたことから、こうした発達障害者（児）への支援の強化も図る必要があります。また、前述の国レベルでの法制度の変化に沿った仕組みの検討が必要です。

2. 後期基本計画における重点課題

- 新しい障害者基本法への対応とそれに対応した施策・事業の構築

3. 目標のイメージ

目標とする姿

障害があっても住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 自立支援対策の推進

(担当 福祉こども課)

計画的なケアマネジメントの推進

障害者自立支援法の成立を受け、自立と社会参加への支援についての基本方針を定めた「上里町障害者計画」と具体的な給付目標量を定めた「上里町障害者福祉計画」の見直し、計画的なサービスの提供とケアマネジメントに努めます。今後は、障害者基本法、障害者自立支援法の改正作業を受けたケアマネジメントを推進します。

自立支援給付の充実

障害者自立支援法に基づき、利用者一人ひとりの適切なサービス利用計画のもとに、介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、地域生活支援事業等を実施します。今後は、障害者基本法、障害者自立支援法の改正作業を受けたケアマネジメントを推進します。

障害の早期発見・早期療育・訓練の推進

関係機関との連携により、障害の発生予防、早期発見、治療、療育、機能回復訓練等を推進します。受入れ施設に関しては、定住自立圏域など広域での連携を進めます。

経済的支援制度の利用促進

医療費の助成、福祉手当の支給など、各種経済的支援制度の周知と有効利用を広報・ホームページなど幅広い手段を通じて促進します。

【代表的取組】

・精神障害者の社会復帰への取り組み

ソーシャルクラブ等の相談事業を通じて、障害者の自立と社会参加を目的に、社会復帰にむけた指導や支援を行っていきます。

・重度心身障害者医療費支給事業の実施

重度心身障害者の自立と社会参加を目的に、医療費の給付を行っています。

(2) 教育の保障と社会参加の促進

(担当 福祉こども課)

保育・教育の保障

これまで保育園・幼稚園・小中学校のバリアフリー化、特別支援教育の充実、普通学級との交流学級、進路相談体制の充実等により、障害児の希望や障害の実態に応じた保育・教育を受けられる体制づくりを行ってきました。今後も体制づくり及び様々な団体・グループの連携を深めます。

障害者の一般就労の確保

関係機関と連携して、職業体験や職場実習等を含めた職業訓練機会の充実を図るとともに、町内・広

域の企業等の理解を得ながら一般雇用の場の確保に努めます。福祉的就労等の支援及び施設への販売支援等を行い、幅広い雇用の場の確保に努めます。

生涯学習等への参加の促進

障害者が文化・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備等に努めます。

情報バリアフリーの推進

障害者が、福祉サービスや生涯学習等の情報を簡単に入手できる情報システムの構築を図るとともに、メディアの点字化、大文字化、音声化の促進など、情報バリアフリーの推進を図ります。また、障害者がインターネット等を活用し、自ら情報を発信し、社会参加する取り組みに対し、技術的、物理的な支援を検討します。これまで、障害者自身が要望すれば、直接支援を受けることができる仕組みづくりを進めてきました。今後もこのような仕組みづくりを進めていきます。

ボランティアの育成

ガイドヘルパー、手話通訳、点字通訳、要約筆記、朗読等の技術ボランティアをはじめ、障害者の社会参加を促進するボランティア育成に努めます。また、小・中学生ボランティアスクールも引き続き開催していきます。

移動手段の確保

自立支援給付の「行動援護」や地域生活支援事業の「移動支援」や自動車改造への助成等を推進し、障害のある人の移動手段の確保・充実を図ります。

障害者組織の育成

障害者の社会参加活動の基盤を充実させるべく、その基盤となる障害者団体の発足と活動を支援します。

【代表的取組】

- ・就学相談（学校教育）事業
障害児が不自由なく就学できるよう、バリアフリー化、特別支援教育の充実、普通学級との交流学級、進路相談体制の充実を図ります。
- ・障害者就労支援センターへの取り組み
ハローワークでの仕事探しや面接に同行するなど就職支援や職場定着支援のほか、状況に合わせて、必要な支援を行っています。
- ・スポーツ・レクリエーション教室の開催
スポーツ・レクリエーションをきっかけとして日常生活への自信を取戻し、地域との交流を促進していきます。
- ・重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業
重度の心身障害者の方の移動の円滑化を目指して、タクシー利用料金への助成を行います。

（3）人にやさしいまちづくりの推進

（担当 福祉こども課・まち整備課）

住民意識の啓発

学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実等により、ノーマライゼーションの理念や障害者への理解を深め、「ともに生きるまちづくり」を推進します。

障害者にやさしいまちづくりの推進

段差のない歩道、スロープ、多機能トイレの整備など、バリアフリー新法等に基づく公共施設の整備を進めるとともに、民間施設への協力を要請します。

障害者にやさしい住居環境づくりの促進

国・県等と連携を図りながら、障害者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供、住宅改修費の助成制度の活用等により、暮らしやすい住まいづくりを促進します。また、障害者が親なきあと、自立して暮らし続けるための生活基盤の拡充を図ります。

【代表的取組】

・障害者居宅の改善整備への助成

助成金を通じて、障害者・高齢者仕様の住まいづくりを進めていきます。

神保原駅バリアフリー化施設整備



政策6 ひとり親家庭福祉の充実

1. 政策の現状と課題

本町の平成23年1月現在のひとり親など医療費受給対象者世帯は298世帯で増加傾向にあります。ひとり親家庭の多くは、就業の問題や子どもの養育、進学など様々な問題を抱えている状況にあり、町では、医療費の助成の実施を行うとともに、民生委員・児童委員と連携しながら、相談等に努めてきました。離婚の増加等から、ひとり親家庭は今後も増え続けると見込まれ、自立支援体制の一層の強化が求められます。本施策は、埼玉県及び児玉郡市内の各自治体と密接に連携をとりながら進めることで、圏域内全体での施策の充実を図るものです。

2. 後期基本計画における重点課題

- 埼玉県・圏域との積極的な連携による事業推進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

経済面・精神面の支援により、ひとり親家庭の生活の安定と自立が図られています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 生活の支援

(担当 福祉こども課・健康保険課)

国・県の経済的支援制度の活用

母子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当など、国・県の経済的支援制度の周知と活用を促進し、母子家庭の経済的安定と自立を図ります。

ひとり親家庭など医療費助成事業の推進

ひとり親家庭等の児童と親が、安心して医療が受けられるよう、医療保険の自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

安心して働ける環境づくり

各種保育サービスの充実を図るとともに、ハローワークや職業訓練機関など関係機関に対し、ひとり親家庭の就労機会の拡大を要請します。

【代表的取組】

・母子自立支援プログラムの策定

母子が自立して生活できるよう、経済面・精神面での支援を様々なプログラムを策定し、行っています。

(2) 相談・連携体制の充実

(担当 福祉こども課)

相談体制の充実

母親や父親の経済的、精神的不安を解消するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携しながら、相談体制の充実に努めます。

【代表的取組】

・心配ごと相談への取り組み

ひとり親の経済面・精神面での不安を解消するため、社会福祉協議会等と連携をしながら不安解消に努めます。



政策7 低所得者福祉の充実

1. 政策の現状と課題

町の生活保護世帯は平成23年4月現在で177世帯であり、リーマンショックや東日本大震災、円高等により雇用状況が不安定になるなど様々な要因により、増加傾向にあります。低所得者福祉の根幹である生活保護は県で支給決定を行っていますが、町においても、福祉事務所、民生委員・児童委員等と連携しながら必要に応じ、低所得者の自立等に向けた相談等を受けています。

低所得者世帯は、不況など社会情勢の影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、実態と要望を的確に把握しながら、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 生活保護世帯増加への対応

3. 目標のイメージ

目標とする姿

生活保護制度を基本とした福祉サービスの充実と就業の促進等により、低所得者の生活の向上と自立が図られています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 福祉サービスの充実

(担当 福祉こども課)

生活保護制度の適正な運用

生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、北部福祉事務所の保護決定に協力し、生活保護制度の適正な運用を図ります。

各種援護制度の活用

生活福祉資金制度など、各種経済的支援制度の周知を図り、低所得者福祉の充実のために有効活用を促進します。

【代表的取組】

・生活保護相談事業

相談に来た方が、安心した生活を送れるように生活保護制度等の各種経済的支援制度を中心とした相談を行います。

(2) 生活自立への支援

(担当 福祉こども課)

相談・指導の充実

社会福祉協議会での心配ごと相談業務との連携強化、民生委員・児童委員の資質の向上等により、相談・指導体制の充実を図ります。

就業の促進

ハローワーク等関係機関と連携しながら、被保護者や低所得者の就業相談、能力開発等を図り、被保護者や低所得者の就業を促進します。

社会保障制度の受益の確保

年金、医療保険、介護保険など、社会保障制度の被保護者や低所得者への特例措置を周知し、未加入、未払いの防止に努め、受益の確保を図ります。

【代表的取組】

・心配ごと・就労相談事業

社会福祉協議会と連携をとりながら、就業相談、心配ごと相談等を進めます。



政策8 社会保障の充実

1. 政策の現状と課題

国民健康保険制度は、自営業者等を被保険者とし、市町村または国民健康保険組合が保険者となって被保険者に対して療養給付を行っている公的医療保険制度で、医療保険の中核として、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。本町の平成22年度末で加入世帯数は4,634世帯、被保険者数は8,889人となっており、加入世帯や被保険者における高齢者、低所得者の割合が増加する中、国保税の収納率が近年90%を割り込む状況が続き、収納率の向上に取り組んでいます。

また、平成20年4月後期高齢者医療制度が導入されました。この制度は75歳以上の後期高齢者を対象として、独立した医療制度を創設するとともに、後期高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえた、新たな診療報酬体系を定めるものです。

後期高齢者医療制度に基づく対象年齢の段階的引き上げの影響を受け、国民健康保険制度は厳しい運営状況が続いています。今後も、長寿社会の進展や生活習慣病の増加、医療技術の進歩等による医療費の増大と、税負担能力が低く、医療負担の多い被保険者の増加が見込まれることから、一層の国保財政の健全化に努めることが求められます。

国民年金制度については、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たすものとして加入パンフレットの配布や広報を行っています。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、事業者のサービス供給体制と利用者のニーズを適正に結びつけるケアマネジメントの仕組みにより、介護の基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保等の課題が顕在化しており、平成18年4月から予防重視の理念に基づく制度改正が実施され、新予防給付、地域支援事業等が導入されました。こうした介護保険制度改革への円滑な対応が求められます。また、平成23年から制度が見直されているために、変化に対応させる必要があります。平成23年度の制度見直しでは、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等の一体となった提供に基づく「地域包括ケアシステム」の構築が示されています。本町でも、これらの流れに沿った仕組みの検討が必要です。

2. 後期基本計画における重点課題

- 後期高齢者医療制度や介護保険法改正の動向把握とそれに対応した施策・事業の構築

3. 目標のイメージ

目標とする姿

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
国民健康保険税 の収納率	90.93% (平成22年度 現年度分)	91.0%以上	充実した社会保障の提供のため。
介護保険料の 収納率	98.55% (平成22年度 現年度分)	99%	円滑な介護保険を実施するため。

4. 主要施策及び事業群

(1) 国民健康保険制度の安定化 (担当 健康保険課・税務課)

制度への理解の促進

広報紙やパンフレット等により、国民健康保険制度への理解を求め、国民皆保険として適正な運営に努めます。

滞納者への対応強化

滞納者への対応として、個々の滞納状況に基づく適切な納付相談・指導を行うとともに、臨宅徴収の実施や口座振替納付率の向上を図ること、及びコンビニ収納の推進等により、国民健康保険税の財源確保に努めます。

受診の適正化

レセプト（医療費の請求明細）の縦覧点検や多受診・重複受診者への健康指導の強化、広報活動による医療費に対する意識の啓発等を図り、被保険者の受診の適正化に努めます。

健康づくりの促進

特定健康診査受診率の向上と、特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病予防や健康づくりのための事業など、保健事業の充実を図り、医療費抑制に努めます。

【代表的取組】

・国民健康保険制度の理解促進に取り組み

ホームページや広報紙、パンフレット等を利用して、住民の方に国民健康保険制度の理解を高める取り組みを進めます。

（2） 国民年金制度の趣旨普及の促進

（担当 健康保険課）

広報・相談活動の充実

年金制度の意義や役割について広報紙の活用等による広報・相談活動を充実し、納付率向上を目指します。

（3） 介護保険制度の安定化

（担当 健康保険課）

情報提供・相談体制の充実

広報紙への掲載やパンフレットの配布等により、制度やサービスの情報提供・相談体制の充実に努めます。

要介護・要支援認定の適正な実施

認定調査員の質の向上を図るとともに、迅速・公平・適正な要介護認定の実施を促進します。

適切な介護ケアマネジメントの実施促進

研修や情報交換を充実して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上を図り、利用者一人ひとりにふさわしい適切な介護サービス計画を効率的に作成し、総合的なケアマネジメントを行うことを促進します。

介護予防マネジメントシステムの構築

町における介護予防システムの確立に向け、地域包括支援センターによる介護予防マネジメントの円滑な推進を図ります。

サービスの提供体制の確保

地域の実情に応じた介護保険施設の整備を促進するとともに、サービス事業者の協力のもと居宅サービスの充実を図り、介護サービスの提供体制の確保に努めます。地域密着型サービスについては、需要と住民負担の動向をみながら、適切な供給体制の確立を図ります。

保険財政の健全運営

収納・支払い事務の効率化、収納率の向上を図るとともに、介護給付費の削減を図り、介護保険財政の健全運営に努めます。

計画の見直し・策定

サービスの利用実績や提供体制を適宜評価しながら、3年ごとに介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しを行い、サービスの向上と介護保険制度の安定的な運営に努めます。